

## “こうべ”の市民福祉総合計画 2020 における具体的取組み方策

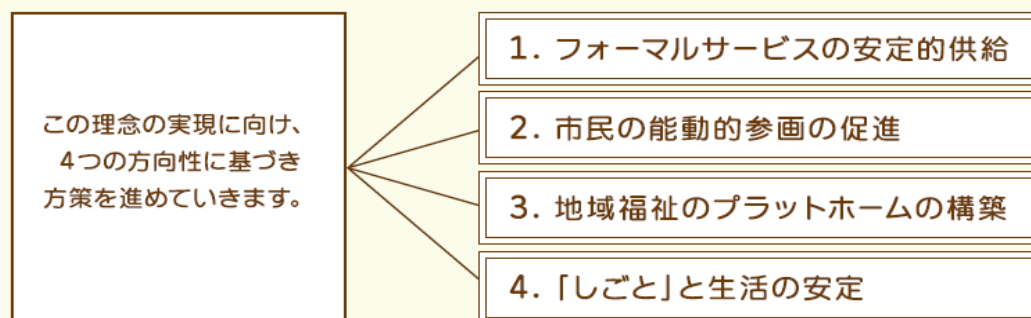
### 計画の基本理念

～ つながりと支え合いが織りなす市民福祉の実現 ～

市民一人ひとりの地域での安全で安心な生活が保障され、あらゆる人が社会から排除されずに居場所と役割を得て生活できる包摂的な地域社会の実現（ソーシャル・インクルージョン）を目指していく中で、自主・自発的意思をもった市民が地域社会における課題解決に向け、事業者・行政など多様な主体とともに、意思決定を行い、多様な取組みを実践していく「\*ローカルガバナンス」（自律と分権に基づく協治）を具現化していきます。

※ ローカルガバナンスとは

自分の暮らす地域で起こる問題を、みんなが自分の事として受け止め、市民・事業者・行政がともに協力し合って考え、決定し、取り組んでいくという考え方のこと。



\*計画は、上記4つの方向性の柱の下に、合計26の取組みで構成されています。

### 1. 市民が安全に安心してくらすための確かな土壌 ～フォーマルサービスの安定的供給～

市民が地域福祉の主体として活躍していくためには、市民の安全で安心な暮らしが保障されなければなりません。公的サービスが安定的に供給されること、その人らしさが尊重され、虐待などの権利の侵害を受けない、あたりまえの権利が守られることが必要です。

- 福祉サービスの充実
- 包括的な相談支援体制の整備
- 生活困窮者への支援と貧困の世代間連鎖の防止
- 権利擁護/虐待防止の取組み
- ユニバーサルデザインのまちづくり など

## 2. 市民が地域福祉の主役になるために ～市民の能動的参画の促進～

様々な市民が、能動的に参画し、いろいろな主体と互いに関わり合いを持つなかで、地域の課題解決につながる新しい取組みが生まれます。市民をはじめとした多様な主体の参加を広げていくとともに、市民が担い手として参加するだけではなく、主役となって課題解決の意思決定に参画できる環境づくりが必要です。

- 市民が参画しやすい環境整備
- 健康寿命の延伸に向けた活躍の場づくり
- 社会福祉法人による地域における公益的活動の促進
- ボランティア・NPO団体等への支援と協働の促進 など

## 3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり ～地域福祉のプラットフォームの構築～

既存の制度・枠組みでは解決できない地域福祉課題に対応するため、フォーマル・インフォーマルの両サービスを効果的に結びつけるとともに、必要に応じて市民をはじめとした多様な主体による話し合いにより課題を解決していく仕組み（地域福祉のプラットフォーム）の構築が必要です。

- 地域における多様な主体による協議の場づくり
- 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援
- 医療・福祉の幅広い連携
- 「地域支え合い活動」の充実
- 災害時における要援護者への支援体制の整備 など

## 4. 市民が地域社会でいきがいを感じるために ～「しごと」と生活の安定～

「しごと」は、市民一人ひとりが安定した生活を送るために欠かせないものであり、また、地域社会において役割を果たしながら社会的なつながりを保ち、自分らしい生き方を実現していくうえでも大切です。誰もが身近な場所に「しごと」を確保できるよう、多様な働き方を創出する取組みが必要です。

- 多様な働き方の確保 など

(“こうべ”の市民福祉総合計画2020より抜粋)

### 第3章「”ともに取り組む” 具体的方策」

<b>1. 市民が安全に安心してくらすための確かな土壌 ～フォーマルサービスの安定的供給～</b>
<b>(1) 福祉サービスの充実と包括的な供給</b>
① 福祉サービスの充実 ② 包括的な相談支援体制の整備 ③ 福祉における個人情報の保護と情報の共有化 ④ 生活困窮者への支援と貧困の世代間連鎖の防止
<b>(2) その人らしい生き方が尊重される地域生活の確保</b>
① 権利擁護／虐待防止の取り組み ② ユニバーサルデザインのまちづくり ③ 地域での居住の安定確保への支援 ④ 共生型（多世代交流・多機能型）福祉拠点の展開
<b>2. 市民が地域福祉の主役になるために ～市民の能動的参画の促進～</b>
<b>(1) 市民が参画できる仕組みづくり</b>
① 市民が参画しやすい環境整備
<b>(2) 市民をはじめとした多様な主体の参加が広がる方策</b>
① 健康寿命の延伸に向けた活躍の場づくり ② 若い世代等に向けた地域とのつながりづくり ③ 社会福祉法人による地域における公益的活動の促進 ④ 企業・事業所との協働による地域福祉活動の展開 ⑤ 学校を拠点とした地域交流
<b>(3) 市民の活動が定着するための方策</b>
① ボランティア・NPO団体等への支援と協働の促進 ② 地域ボランティア活動の促進
<b>3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり ～地域福祉のプラットフォームの構築～</b>
<b>(1) 新たな仕組みや取り組みを創出するネットワークの構築 （区単位のネットワーク）</b>
① 区社会福祉協議会を中核とした福祉課題への対応 ② 地域を支える多職種・多団体とのネットワークづくり
<b>(2) 早期発見・早期解決に結びつけるネットワークの構築 （身近な地域におけるネットワーク）</b>
① 地域における多様な主体による協議の場づくり ② ふれあいのまちづくり協議会への支援と他の社会資源との連携 ③ 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援 ④ 医療・福祉の幅広い連携
<b>(3) プラットホームを活用した福祉課題への取り組み</b>
① 「地域支え合い活動」の充実 ② 災害時における要援護者への支援体制の整備
<b>4. 市民が地域社会でいきがいを感じるために ～「しごと」と生活の安定～</b>
<b>(1) 誰もが「しごと」を確保できる仕組みづくり</b>
① 「しごと」の“地産地育”に向けたコミュニティビジネスの展開 ② 多様な働き方の確保